

○加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金の単価並びに総交付対象数量

1. 平成28年度まで

項目		年度														
		16	17	18	19	20		21	22	23	24	25	26	27	28	
脱脂粉乳・バター 等向け生乳	交付対象数量	千トン	2,100	2,050	2,030	1,980	1,950		1,950	1,850	1,850	1,830	1,810	1,800	1,780	1,780
	補給金単価	円/kg	10.52	10.40	10.40	10.55	11.55	11.85	11.85	11.85	11.95	12.20	12.55	12.80	12.90	12.69
	前年比	%	(▲2.0)	(▲1.1)	(0.0)	(1.4)	(9.5)	(12.3)	(0.0)	(0.0)	(0.8)	(2.1)	(2.9)	(2.0)	(0.8)	(▲1.6)
チーズ向け生乳	交付対象数量	千トン												520	520	520
	補給金単価	円/kg												15.41	15.53	15.28
	前年比	%												-	(0.8)	(▲1.6)

2. 平成29年度

項目		年度	
		29	
加工原料乳	交付対象数量	千トン	3,500
	補給金単価	円/kg	10.56
	前年比	%	-

3. 平成30年度以降

項目		年度	
		30	
加工原料乳	総交付対象数量	千トン	3,400
	生産者補給金単価	円/kg	8.23
	前年比	%	-
	集送乳調整金単価	円/kg	2.43
	前年比	%	-

注1: 平成20年度の補給金単価は、4～6月が11.55円/kg、7月以降が11.85円/kg

注2: 平成21年度の前年比は、20年度の7月以降の単価と比較

注3: チーズ向け生乳については、平成26年度から新たに補給金の対象となった。

注4: 「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則」(昭和40年農林省令第51号)の一部改正に伴い、

平成27年度から、「限度数量」が「交付対象数量」へ名称変更となった。

注5: 平成29年度から、液状乳製品(クリーム・濃縮乳・脱脂濃縮乳)向け生乳が新たに補給金の対象となるとともに、交付対象数量及び補給金単価が一本化された。

注6: 平成30年度から、「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、補給金は生産者補給金と集送乳調整金に分けられた。